

重要なお知らせ**「預金取引共通規定」の改定のお知らせ**

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）施行により、「預金取引共通規定」を改定しますのでお知らせ致します。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■適用日 平成30年1月1日（月）

■改定内容

第19条～第22条に休眠預金等活用法に関する条文を新設。以下、新設条文を記載。

これに伴い、次の条番を改正します。

第19条（準拠法および管轄裁判所）→第23条（準拠法および管轄裁判所）

第20条（規定の準用）→第24条（規定の準用）

第21条（規定の変更）→第25条（規定の変更）

新設条文

第19条（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告の対象となっている場合に限り。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。（※）

⑤預金者等からの残高の確認があったこと。（平成31年3月10日午前7時以降のキャッシュカードを使用したATM残高照会に限る。）（※）

⑥総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限り。）（※）

※上記の異動事由④～⑥に該当する預金種別は別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとする。

新設条文

第20条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) 休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第19条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。）

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

(a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）ただし、以下の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

(b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

(c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。（※）ただし、以下の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

(e) 預金者等からの残高の確認があったこと。（平成31年3月10日午前7時以降のキャッシュカードを使用したATM残高照会に限る。）（※）

(f) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限る。）（※）

(g) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限る。）

③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限る。） 他の預金に係る最終異動日等（※）

※上記の異動事由②(d)～(f)及び③に該当する預金種別は別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとする。

新設条文

第21条（総合口座の取引に係る預金の最終異動日等）

総合口座の取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第20条（2）において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りません。）なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとします。

第22条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) 当組合の預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記（1）の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記（1）の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める業務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記（3）による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、前記（3）②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前記（3）にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧

預金種類	異動事由		
	預金通帳・証書の発行、 記帳、繰越	残高照会 (ATM残高照会)	総合口座に含まれる 他の預金等の異動
当座預金	—	—	—
普通預金	○	○	○
無利息型普通預金	○	○	○
Wブロック	○	—	○
後見制度支援預金	○	—	—
貯蓄預金	○	○	—
納税準備預金	○	—	—
通知預金・特別通知預金	○	—	—
期日指定定期・自動継続期日指定定期	○	—	○
自由金利型定期（M型）	○	—	○
自動継続自由金利型定期（M型）	○	—	○
自由金利型定期（大口）	○	—	○
自動継続自由金利型定期（大口）	○	—	○
積立定期預金	○	—	—
定期積金	○	—	—